

国分青厓評林詩と正岡子規の新体詩

——「水溢衣斐川」と「洪水」——

松葉友惟

一、水害をテーマにした二つの詩

明治中期から昭和前期にかけて活動した日本の漢詩人、国分青厓（一八五七・一九四四）の大きな業績の一つに、新聞『東京電報』、『日本』や雑誌『日本及日本人』の「評林」欄に連載された時事批評の漢詩（以後「評林詩」と呼ぶこととする）がある。そして、その評林詩が『日本』に連載されていた頃、青厓と同じく『日本』の発行元である日本新聞社に勤務していたのが、正岡子規である。本稿ではこの両者の影響関係、特に青厓の評林詩と子規の新体詩との関係について、実作の読解を通して検討する。

はじめに、青厓と子規の関係性について確認する。青厓は明治二十二年（一八八九）年二月から、子規は明治二十五年十二月から、陸羯南主宰の日本新聞社に勤務している。なお、青厓は『日本』の前身である『東京電報』において、評林欄の始まった明治二十一年八

月より評林詩を連載している。その上、明治二十五年には入社前の子規が、青厓に漢詩「岐蘇雜詩」の刪定を受けているなど、青厓と子規の間には明治二十五年頃から交流があり、かつ青厓を詩人として評価していたことが渡部勝己氏、加藤国安氏の先行研究によって示されている⁽¹⁾。子規が新体詩を発表し始めたのは明治二十九年八月からなので、それ以前から青厓との交流が存在したのである。

また、子規の新体詩が自身も実作者として活動していた漢詩から大きく影響をうけているであろうことも、先行研究で既に指摘されている。今西幹一氏が「子規が依拠した表現様式の中で短歌、俳句に比べて長く、より多くの詩想を盛り込める漢詩に変わるものとしての新体詩の登場である⁽²⁾。」と既に指摘しているほか、池澤一郎氏も「日清戦争従軍後、吐血大病、病臥の後には、すでに自在たらんとしていた押韻、平仄、対句を組み立てる根気が磨滅する。（中略）明治二十九年以降の子規は、漢詩に替って、新体詩で韻文による小説的趣向の構築を行う仕儀となり⁽³⁾。」と指摘している。

以上を踏まえると、子規の新体詩が青厓の評林詩になんらかの影響を受けていたという仮説が生じてくる。そこで、本稿ではこの仮説のもとに同じ「水害」というテーマを扱う長詩である、青厓の評林詩「水溢衣斐川（水衣斐川に溢る）」と、子規の新体詩「洪水」とを比較検討する。それぞれの製作・発表時期と発表媒体を確認すると、青厓の「水溢衣斐川」は明治二十一年八月九日付の新聞『東京電報』附録の評林欄⁴に掲載されたのがはじめであり、その後明治三十年に青厓の評林詩集『詩筆狐』（明治書院、一八九七年）に「変成海」と題名を変えて収録されている⁵。子規の「洪水」は明治二十九年十一月刊行の雑誌『日本人』第三十号に発表されたのが初出である。製作時期としては青厓が先であり、次いで子規という順になる。また、先述の通り子規は「洪水」発表以前の明治二十五年頃から国分青厓との交流を持っている。子規は「洪水」を製作した時には既に青厓の評林詩に親しんでいた可能性が高いといえ、両詩を比較することにも妥当性がある。

二. 国分青厓「水溢衣斐川」の概要

本詩は、明治二十一年七月二十九日に発生した掛斐川の洪水で、大垣地方が甚大な被害をうけたことについて詠むものである。『東京電報』を確認する限りでは、この第一報が出たのは水害が起こった五日後の八月四日付の紙面である。このときはまだ詳細な状況は

伝えられず、「大垣地方は古来水害の患ある地方にて同地の人民は水難を避くるに頗る巧者なる」としながらも、「平生水患に慣れたる大垣人民も溺死者少なからざる由」と、例年の水害以上の被害だったことを少し伝えるのみであった。しかし、八月七日には「大垣洪水の惨状」という見出しで、「大垣より去る一日出發にて帰京せし人」の話を引用して被害の詳細や、救助の様子などを伝えている。また、八月二十九日付の記事にも「洪水後大垣の惨状」として、「近日同地方を親しく見分したる社友某氏よりの書簡」を示して、さらなる被害の惨状を伝えている。おそらく青厓が本詩を製作するにあたって参考にしたのが八月七日付の記事、もしくはこの記事に出てきた状況提供者の話だと考えられるが、これについては後ほど詳述する。

まず、本文の紹介と語釈を中心とした解説を試みる。詩の本文は以下の通り。なお、新聞掲載時にはこの詩に訓点は付されておらず、句点のみが振られている。そのため書き下し文は私に付したものである。また、テキストは初出（『東京電報』明治二十九年八月九日）に拠り、韻字には二重傍線を付した。

水溢衣斐川 水衣斐川に溢る

1 暴雨三日如傾盆 暴雨三日 盆を傾くるがごとし

2 城中戒嚴人不眠 城中 戒嚴 人眠らず

3 半夜警鐘遽傳警 半夜の警鐘 遽に警を伝ふ

- 4 堤壞水溢衣斐川
堤壞れ 水溢る 衣斐川
- 5 老弱狼狽四逃竄
老弱 狼狽して 四もに逃竄す
- 6 有似戰塵生眼前
戰塵の眼前に生ずるに似たる有り
- 7 兄失弟妹父失子
兄は弟妹を失ひ 父は子を失ふ
- 8 號天叫地聲悲酸
天に号び 地に叫び 声悲酸なり
- 9 蕩蕩洪水滔天至
蕩蕩たる洪水 天に滔りて至り
- 10 懷山襄陵狐兔奔
山を懷き 陵を襄り 狐兔奔る
- 11 庖厨園圍不可別
庖厨 園圍 別つべからず
- 12 忽見濁浪涵欄干
忽ち見る 濁浪の欄干を涵すを
- 13 倉皇避水攀屋上
倉皇として水を避けて屋上に攀る
- 14 皆言此處尤安全
皆言う 此の処の尤も安全なりと
- 15 水及棟梁屋亦動
水 棟梁に及べば 屋も亦た動き
- 16 漂搖欲與波掀翻
漂搖して 波と与に掀翻せんと欲す
- 17 前者躍身上崖樹
前者ます躍るは身を躍らせ 上崖に樹たち
- 18 後者捕足空中懸
後るる者は足を捕へられ 空中に懸く
- 19 前者後者似魚貫
前者 後者 魚の貫かるるに似たり
- 20 根輕枝重樹倒顛
根輕く 枝重くして 樹 倒顛す
- 21 水面浮屍手堪掬
水面に 屍浮かびて 手 掬するに堪へたり
- 22 肉敗骨露皮猶存
肉敗れ 骨露はにして 皮 猶ほ存す
- 23 失穴羣蛇聚死體
穴を失ふ群蛇 死体に聚まり
- 24 百重千匝藤葛纏
百重千匝 藤葛のごとく纏はる
- 25 眼見桑田變成海
眼に見る 桑田 變じて海と成るを

- 26 昨日崇嶺今深淵
昨日 崇嶺 今 深淵
- 27 飛堯僅露天守閣
飛堯 僅かに露はる 天守閣
- 28 四顧白浪茫無邊
四顧すれば 白浪 茫として辺無し
- 29 百四十村半流失
百四十村 半ば流出し
- 30 奇災如此誰不憐
奇災 此のごとき 誰か憐れまざらん
- 31 巨竈炊粥賑凍餒
巨竈に 粥を炊ぎ 凍餒を賑はし
- 32 奔走救溺船百千
奔走して 溺れたるを救ふ 船百千
- 33 都門人士只温飽
都門の人士 只 温飽
- 34 不問歉歲與豊年
問はず 歉歲と豊年とを
- 35 青樓紅燭照歌舞
青樓の紅燭 歌舞を照らし
- 36 日夕宴飲拋萬錢
日夕 宴飲し 万錢を抛つ
- 評云、磐梯噴火、地震地蹕、警動海内。苟有産者、捨貨捐財、只其後之懼。而大垣之水災、則寂如不聞者何也。蓋噴火則數十年或數百年而一有之。洪水則無歲無之。然自災害之大而言、其間未始有軒輕、救恤之法、無乃失權衡乎。(評に云ふ、磐梯の噴火、地震へ地蹕あがり、海内を警動す。苟も産有る者、貨を捨てて財を捐つるは、只其の後を之懼おそるればなり。而も、大垣の水災となれば、則ち寂として聞かざるがごとき者は何ぞや。蓋し噴火は則ち數十年、或ひは數百年にして一たび之有り。洪水は則ち歳として之無きは無し。然れば災害を言ふことの大なるは、其の間未だ始めより軒輕有らず。救恤の法、乃ち權衡を失すること無からんや。)
- 又云、若噴火之災、事出急遽、殆有不可以人力防者。洪水則防禦

非無術。聞揖斐川堤防之修繕、督工事者、遷延彌日、遂致潰裂之禍。果然。一人之怠惰、使數萬人泣凍餒。其人可憎。而在牧民之職者、亦不可謂無責。(又云ふ、噴火の災のごときは、事の急遽に出でて、殆ど人力を以て防ぐべからざる者有り。洪水となれば則ち防禦するに術無きに非ず。聞くならく、揖斐川堤防の修繕、工事を督する者、遷延すること日を弥り、遂に潰裂の禍ひを致すと。果して然るや。一人の怠惰、数万人をして凍餒に泣かしむ。其の人情むべし。而も牧民の職に在る者も、亦た責無しと謂ふべからず。)

本詩の形式は七言古詩、韻字は盆(上平十三元)眠・川・前(下平一先)、酸(上平十四寒)、奔(上平十三元)、干(上平十四寒)、全(下平一先)、翻(上平十三元)、懸・顛(下平一先)、存(上平十三元)、纏・淵・辺・憐・千・年・錢(下平一先)で、上平十三元、上平十四寒、下平一先はどれも真部で古詩では通押する韻目である。一韻到底となっている。

詩の構成は以下の通りである。まず、一句目から四句目にかけて、雨が降り続いて堤防が決壊するまでの様子を描写し、続く五句目から二十八句目にかけては被害の様子を生々しく描写している。「逃竄」は逃げ隠れること。「蕩蕩」「滔天」「懷山襄陵」といった語は、『書経』「堯典」に洪水のことを述べる語として「湯湯たる洪水方に割ふ。蕩蕩として山を懷ね陵を襄り、浩浩として天に滔り、下民其れ咨く」とあるのを典拠とする。「庖厨」は台所をいい、「園圍」は

便所をいう。十四句目は、新聞掲載時には「皆言ふ此の処の尤も安全なり」となっているが、『詩董狐』掲載時には「争か高所に従ひて安全を求めんや」と、次の家屋が流される描写につながりやすくなるように、反語でその安全が実は保障されていないことを強調する詩句に改められている。十七句目の「上崖樹」はこの部分だけを見ると訓読に迷うが、十八句目と合わせて対句として取ることで「上崖に樹つ」と読むことが出来る。なお、語順が「樹上崖」となっていないのは、押韻平仄の都合による。「手堪掬」は『春秋左氏伝』宣公十二年のエピソードを典拠としている。大敗を喫した晋軍が、人数に対して少ない船で黄河を渡って逃げる際、先に船に乗った兵たちは転覆を防ぐために、後から船に乗り込もうと船べりにしがみついた同僚の兵たちの指を切り落として逃げた。このとき切り落として船に残された指が掬えるほど大量にあったことをいう「舟中の指、掬すべきなり(舟中之指可掬也)」の語を受けているのである。助けってもらうことができずに水死体となった被災者の多かつたことを、この典故に重ねたのだろう。なお、『春秋左氏伝』では「指可掬」だったのが平仄の関係で「手堪掬」に変化している。平声の「堪」は仄声の「可」と同じ意味で用いられている。「桑田变成海」は『神仙伝』巻七「麻姑」で、仙女である麻姑が、自分が長生きしたことをいう「已に東海の三たび桑田となるを見る」という語を反転させたもの。漢詩では、『唐詩選』にも載る初唐、劉希夷の「白頭を悲しむ翁に代はる」に「已に見る松柏摧かれて新と

為るを、更に聞く桑田変はりて海と成るを」とあることで知られている。どちらの典拠も世が大きく変わることを象徴的に述べているが、ここでは文字通り、桑畑が洪水に飲み込まれて海のようになったことをいう語として用いている。「飛甍」は高い建物をいう。「天守閣」は大垣城のことを指すか。

そして、二十九句目から三十二句目にかけては、「誰か憐れまざらん」、すなわち誰が憐れまらずにいられようか、と述べたうえで、被災者たちを憐れんだ人々によって支援活動が行われたことを詠んでいる。「凍餒」は凍え、飢えた人々。水害が起こったのは七月なので実際に寒さに凍えていたとは考え難いが、着の身着のまま逃げ出して生活に困窮する大垣の人々を指すのだろう。「賑」は施しをすることをいう。

最後、三十三句目から三十六句目にかけては、困窮する被災者としてそれを憐れむ支援者とは対照的に、被災した地方の庶民たちの窮状には目もくれず、都市で安穩と遊び暮らす高位高官を諷刺している。「温飽」は暖かい服を着て、食事を十分に取れていること。さきの被災者を指した「凍餒」の語と対比的に用いられている。「歎歳」は穀物の実りが少ない、凶作の歳をいう。庶民が生活に困るような年であろうがなからうが、上流階級にある高位高官たちはそれを気にも留めないというのである。「青楼」は妓楼をいう。近世的な遊廓は明治五年の娼妓解放令によって形式的には存在しないものとなったが、貸座敷という形でなお存続した。

国分青厓評林詩と正岡子規の新体詩

また、評部分は二つの部分に分かれており、前半では磐梯山噴火時の世間の対応と、この洪水が起きてからの世間の対応に差があることを批判している。火山の噴火は数十年、数百年に一度しか起こらないような非常に珍しい災害であったために有産者たちも恐れをなして競って支援の手を差し伸べたが、毎年各地で起こっている水害に関しては知らん顔をしていることを批判しているのである。後半では、洪水は噴火とは異なり対策の取れる災害であることを言い、その対策を疎かにした土地の役人の責任を問うている。

三、「水溢衣斐川」の特徴

ここでは、「水溢衣斐川」の特徴について考察する。第一に、本詩を含む評林詩の大きな特徴として、当時の新聞紙面や、青厓が新聞社で聞き得たであろう情報を利用して書かれている作品であるということが挙げられよう。具体的には以下の通りである。

まずは青厓が本詩を掲載した『東京電報』記事が利用されていることが指摘できる。この詩が作られた際に特に参考としたと考えられるのが、『東京電報』八月七日付「大垣洪水の惨状」記事である。例えば、詩の十一、十二句目の「庖厨 囿圍 弁ずべからず、濁浪 澎湃として 欄干を揺らす」では家屋の浸水被害について、十一句目では通常の家屋においては一階に置かれる台所と便所が浸水でめちやくちやになってしまったために区別がつかなくなってしまう

ていることを、十二句目ではおそらく二階以上の階の欄干にまで水が届いたことを述べている。これは記事の「市中一円水浸と為り数千の家屋皆な水底に浸され」や、市中の最も標高の高い地域でも「床上五寸以上の浸水あり」、標高の最も低い地域では「二階の上にも五尺に達し」といった情報をもとにしてるように推測できる。ただし、「庖厨（台所）」や「囿圍（便所）」、「欄干」といった具体的な語は記事の中には見られない。新聞記事で伝えられた被害状況から、さらに想像を膨らませて書いたのではないかと推測される。

この程度の一致で当該記事が直接的に利用されたかどうかは断言できないことも確かであるが、当該記事を利用したと指摘するに十分な箇所も存在する。それが詩の評の前半、磐梯山噴火と今回の洪水に対する世間の反応の差を非難する箇所である。記事には「此の洪水は実に以外の大水災にて、其被害の惨状は水火の別こそあれ、却て彼の磐梯山噴火よりも甚だしきものがあるが如し。然るに各新聞は左程に書立せず官報も亦詳細の報道なし。又其筋にても賑恤の挙あるを聞かず。洪水は噴火の如くに震動の響なしとはいへ余りに権衡の失したること」とあり、その論旨と「権衡の失したる」の語が一致する。

一方で、詩が掲載されるまでの『東京電報』内には全く掲載されていない情報も詩中には多く存在する。例えば、評の後半には「聞くならく、揖斐川堤防の修繕、工事を督する者、遷延すること日を弥り、遂に潰裂の災いを致す」と、洪水が起こった原因が、修繕工

事監督者が工事を先延ばしにしていたためであると述べる箇所がある。しかし、この内容は詩の掲載される八月九日までの記事内には全く見られない。また、九日以降の記事を見ても、この情報が出てくることはない。代わりに、『東京電報』八月二十九日付の「洪水後大垣の惨状」記事を見ると、「元来洪水の際には水下の堤防を決して其水層を減すこと同地方の習慣法なれども右実行権は知事の権内に在る故（往時は藩主）知事の出張迄は其事も行はず右執行迄凡そ四日間の間ありしにて其延引も亦水害を加たる一因なりと云ふ」とある。洪水の際には人の手で敢えて堤防を切ることで水の勢いをコントロールし、被害の拡大を防ぐという方策があったにもかかわらず、その実行権を持つ知事がなかなかこれを執行しなかったがために被害が拡大したというのだ。つまり、責任者が行動を先送りにした作業というのは、「堤防の修繕」ではなく「堤防を決」することだったのである。評には事実とは異なる情報が書かれていたのだ。⁶新聞紙面にある情報を想像で膨らませて得られるような情報でもないため、これは本詩を製作する際に、青厓が「東京電報」紙面とは別に情報源を持っていたことを示すといえよう。

では、「群鬼哭」には見られなかった青厓の情報源とは何か。それは『東京電報』の社内でのみ共有されていた、非公式の情報だったのではないだろうか。正しい情報の書かれた二十九日「洪水後大垣の惨状」記事は、「廿三日の晩景」に大垣に到着した社員からの書簡をもとにした記事であり、八月九日に詩を発表した青厓はまだ

この情報を手にできていない。だが、八月五日に評林の連載を開始して以降は東京電報の社員として紙面製作に多少なりとも関わっていたとすると、「責任者が工事に着手するのを延引したために被害が拡大した」程度の、記事にはならなかった情報を聞き知っていたとしてもおかしくないだろう。工事とは実際は堤防を切る措置であったのに、それを修繕と誤って認識した結果が、当該の評なのではないだろうか。このように考えると、詩の中に記事本文とは重ならない箇所があっても、それは単なる想像上の内容ではない可能性も考えられる。

ここまで述べたように、青厓の「水溢衣斐川」は、新聞記事や周辺から得られた情報といった事実、もしくは事実と思しき情報に基づいて作られた、きわめて叙事的な性格を持つ漢詩であるといえる。また、詩の終盤や評に見られるように、新聞記事にも見られるような政権への批判を含むものでもあった。これらの性格は、必ずしも漢詩にしか付与できないものというわけではない。新聞記事だけでも十分であるともいえよう。しかし、本詩は典故を積極的に利用することで、この詩をひとつの文学作品として成立させている。青厓の同年の作に、会津磐梯山の噴火を詠んだ長編の評林詩、「哭群鬼」がある。そこでは中国に火山がほとんど存在しない以上、火山の噴火についての典故がほとんど存在しないため、代わりに中唐・韓愈の山火事を詠んだ詩である「陸渾山火、皇甫湜に和して其の韻を用ゐる」が典故として用いられていた。しかし、洪水は古来よりの

文明圏においても絶えることのない災害である。中国も例外ではなく、洪水についての典故は多数存在している。それらを利用した結果が『書経』の語を用いた洪水描写であり、『神仙伝』をもととした「桑田変じて海と成る」なのである。また、水死体が多かったという事実から、これは洪水の故事ではないが『史記』の「舟中の指掬すべし」の話を連想し、詠み込んでいる。多くの典故が本詩には用いられているのだ。散文で書かれた新聞記事に基づきながらも、典故を用いることでひとつの文学作品として成立しているのが、本詩の特徴なのである。

四 正岡子規「洪水」概要とその特徴

ここからは、洪水被害について詠じられた新体詩、正岡子規の「洪水」の概要と特徴について述べてゆく。子規のこの作品については、既に池澤一郎氏や田部知季氏の先行研究が存在するので、適宜そちらを参考としながら進めていく。

この作品は、明治二十九（一八九六）年十一月五日の雑誌『日本人』に掲載された、全五節、二九八行にわたる長編の新体詩である。非常に長大な作品であるため全文は掲載しないが、その内容は以下のようなものである。第一節では私利私欲にかられた人間の引き起こした環境破壊によって住処を狭められている川の神と山の神が「砂崩れ来て水上は／底淺くなり、土手をつき、／蛇籠並べて川裾

は／幅狭めつ、そろそろと／わが領分をくひへらす／人間わざこ
そ小憎けれ」などと人間への恨みつらみを語り、人間を懲らしめる
ために雨の神の力を借りることを決める。

第二節では雨の神を山の神と川の神が饗応し、「われらつらつら
人間の／しわざを見るに、義を忘れ／信を失ひ、正しきは／愚と呼
ばれ、富みたるは／さかしと言はれ、利を説くを／學者と名づけ、
利に就くを／才子と稱へ、善根も／名を得るがため、人情も／利を
射るがため、斯く迄も／名利に耽るもがらの／一寸先はうばたま
の／闇と残して、目の前の／小利に迷ひ、森を伐り／川を狭くし、
われらをば／追ひつめんとぞ計るなる／憎さも憎し。今こゝに／大
洪水を起こしつ、／慾に目の無き輕薄の／人間ばらを凝らさん」
と、対句的な表現を用いつつ人間を批判し、協力を求める。雨の神
は「十日も二十日も一月も／雨の源涸るゝ迄」雨を降らせることを
快諾する。

第三節では場面が神々の世界から人間の暮らす世界に移り、激し
く雨が降り続く様子を描写する。はじめは「あつたら今日の商ひを
／もとも取らずに潰されし／いまいませよ、悔しさよ。／さもあ
れ明日は空晴れて／思ひの外の利もあらん／寝て果報待つ今宵ぞ」
と楽観的に、利益のことばかりを気にしていた人間も、三日たつて
祭礼の日を過ぎてても降りやまない雨に不安を覚え始め、その生活も
逼迫したものとなつてゆく。

第四節では、ついに堤防が決壊、洪水が発生する。逃げ遅れた母

子が救助されて避難所にたどり着くまでの様子に焦点を当てつつ、
被害の状況を描写する。「怪我したる人、其親を／失ひし人、いと
し子を／流したる人、それぞれに／涙にくるゝあはれさは／いくさ
の害にも劣らじな」と、被害の凄惨さを詠っている。

第五部では神々の世界からも被災者たちの暮らしからも離れ、客
観的な立場から政府の防災政策を批判している。はじめに義捐金や
補助金といった手当はあくまでその場しのぎであると指摘する。そ
の上で、「又雨ふらば來年を／如何に防がん。林政は／全くすたれ
堤防は／修理至らず。慾に驅られ／利に使はるゝ世の人は／明日を
計らず。節を賣り／賄を買ふ役人は／日雇の如く責を負はず。／歳
に鉅萬の土木費は／一朝砂と流れ去る。／政府惰眠を貪りし／怠慢
の罪許し難し。／木の濫伐を禁ずべし。／川の狭きを廣くせよ」と、
政府の無策を批判し、具体的な政策を提言している。⁽⁷⁾

本詩は明らかに一つの洪水に題材をとつた青厓詩とは異なり、特
定の洪水をモデルとしているとの指摘は見られない。田部氏も「三
陸沖地震に伴う津波をはじめ、九月頃には大雨によつて各地の河川
が氾濫している。子規の「洪水」もこうした同時代状況を反映した
作品である」と指摘している。⁽⁸⁾確かに、この詩に表れた情報（秋に
「二十日の月」の登る夜から雨が降り始まり、そこから四日以上雨
が降り続く）をすべて満たすような洪水は管見の限りでは確認でき
なかつたため、特定の洪水をそのまま描いたものとは言い難い。し
かし、子規はその死後、大正十五年に発表された句集『寒山落木』

卷五、明治二十九年の句を収める部分で、洪水を詠む俳句「都かな
悲しき秋を大水見」の詞書（これは子規の句集に見える詞書の中
もかなり長いものである）として、以下のように述べている。

今年是全国大雨にて洪水ならぬ処もなきに今は輦轂の下させ
寝耳に水の騒ぎは向島一面海の如く牛の御前に避難所を構へて
さながら戦時の有様なりと聞くより都下の老幼われ先に墨田堤
に洪水見んと行くを中にも女だてらしかも紅粉白粉つけて出か
けたる花なくて何の有様ぞと見し人の話しかけるもうたてや

全国で洪水があつたことを記した上で、「輦下」、すなわち天皇の居
所である首都東京でも洪水があつたこと、その被害の様子について
触れているのである。東京で起こった「洪水」とは、明治二十九年
九月十六日深夜に東京の関門である花畑村六ツ木堤防の決壊を契機
に起こった中川の洪水を指す。この洪水では隅田川東岸の一角が浸
水し、甚大な被害を受けた。⁹文中の「牛の御前」は牛嶋神社を指す
ものと見て良いだろう。また、この前書きが付された俳句の初出は、
明治三十年一月一日の新聞『日本』に掲載された新体詩「明治二十
九年」二十一篇である。明治二十九年に起きた出来事を、七五調の
新体詩で詠み、それぞれ末尾に俳句を付すという形式で詠んだもの
だ。このなかに「府下出水」との題で、以下のように詠まれている。

府下出水

津波と聞けばすさまじや
地震と聞くも恐しや。
餘所の哀れと思ひきや
寝耳に水のたとへぐさ
中川堤防防ぎ得ず
泥水海と溢れ來つ
寺島須崎一押しに
小梅本所を衝かんとす
都かな悲しき秋を大水見

俳句と新体詩で二度も言及されたこの洪水は、若いころは被災地と
なった須崎の長命寺に下宿したことがあり、¹⁰当時も被災地にほど近
い根岸の子規菴に住む病床の子規にも、かなり身近な災害として体
験されたのだろう。メディアで知った三陸の大津波による被害の様
子や、他県の洪水被害なども、もちろん念頭にはあつたに違い無い
が、「洪水」詩が詠まれた際に最も鮮明なイメージとしてあつたの
はこの中川洪水だったのでないだろうか。そのように考えると
「洪水」本文中で「さしも名だたる大寺の／書院も庫裏も明け放ち、
／それに余りて庭先に／筵敷きつめ小屋をかけ／うづくまり居る数
千人、／其かたはらに大釜を／かけ並べつ、／焚き出しの／煙うづ
まく有様は／陣屋の中にさも似たり。」と、やたらと鮮明に描かれ

ている避難所の描写と、「牛の御前に避難所を構へてさながら戦時の有様なり」という子規の詞書が重なってはこないだろうか。また、避難所の様子を戦場に譬えるのは、子規の日清戦争従軍体験が反映されているのだろう。

五・青厓「水溢衣斐川」と子規「洪水」の比較

子規の新体詩が漢詩から多くを学んでいるであろうことが先行研究で指摘されているのはさきに述べた通りである。これらを踏まえ、具体的に青厓の評林詩と子規の新体詩を比較（特に共通点に注目）することで、子規の新体詩に「水溢衣斐川」をはじめとする評林詩がいかなる影響を与えたのかについて考察する。

まず、両者の共通点としては大きく三つの共通点が挙げられる。一つ目には表現上の特徴として、どちらも対句を多用している点が共通しているといえる。青厓の詩は漢詩であるため、対句が用いられているのは当然のことのようにも感じられるが、「水溢衣斐川」は古詩である。律詩や排律とは異なり、必ずしも対句を用いる必要はない。その中でも「兄は弟妹を失ひ、父は子を失ふ」のような句中対や、十七、十八句目の「前者」と「後者」の対など、多くの対句を用いることで詩の文学性を高め、なおかつ読む者にその読解の便を図っているのである。一方、子規の「洪水」詩を見ても、例えば第二節の「正しきは／愚と呼ばれ、富みたるは／さかしと言はれ」

や、第三節の「十二時の鐘もの凄く、／二十日の月は登りけり。」などの対句的表現が多く見られる。子規が漢詩における対句表現を好んだことは『筆まか勢』第一編（明治二十二年）「対句」の章にも「対句は面白き者なり。通例の話にも通例の文章にも相対してひたる句は尤面白し」と記されている⁽¹⁾。文中では対句を「漢語の専売特許」と称しているが、中国語の特性に依る部分が大きい押韻や平仄といった漢詩のルールに比べれば、対句は新体詩にも取り込みやすい。韻律面では漢詩に及べない故の、子規の苦心の結果であろう。

二つ目はどちらの詩も一つの事件を詠う、叙事詩的な性格を持っているという点だ。青厓の「水溢衣斐川」は揖斐川洪水という一つの事件を扱い、その被害の様子を詳細に描写した作品であることは先ほど述べた通りであり、叙事詩と呼んで良いものである。また、子規の「洪水」も、神々の話や洪水の詳細な内容といったところに創作こそ混じってはいるものの、多くの水害に見舞われた明治二十九年（特に中川洪水）の光景を記すものとしては十分に機能していると言えるだろう。子規の新体詩は叙事詩としての性格が強いものであるということは既に指摘されている。富士川英郎氏は子規の新体詩を「子規の新体詩には、抒情詩が少いことを除けば、いろいろな題材を扱った叙事詩があり、政治的・社会的事件を歌ったり、風刺したりしている時事詩があり」と評した⁽²⁾。近年では田部氏が子規の新体詩が「自然」を詠み込む「俳句的」なものであるという従

来の説を否定し、むしろ「自然」を詠み込む俳句では詠い切れない「人事」を詠うための媒体として試みられたものであることを指摘しており、「洪水」もその例として紹介している。¹³ また、「洪水」に關しても、池澤氏が「とてつもなく長い新体詩「洪水」は漢詩ならば長編となるはずの叙事詩への志向を如実に具現化する試みとして注目されるべきものだ」と、子規が咯血後も長編古詩のような小説的結構を持つ韻文を製作しようという意欲があったことを指摘する際に言及している。青屋の長篇古詩「水溢衣斐川」と子規の新体詩「洪水」、どちらの製作時にも叙事詩としての性格を持たせようとする意識があったとみてよいのではなからうか。

続いての共通点は、どちらも時事批評（特に政府や高位高官への批判）が備わっているという点である。青屋は洪水が起き、市民が窮乏していても、我知らずといった態度を持して宴会に興じる高位高官を詩中で批判し、さらに評の文中では堤防修繕を延引し、被害の拡大を招いた一役人を批判している。一方子規は、第五節で対症療法的な支援しか行わず、洪水対策を疎かにする政府の姿勢を批判している。さらに、そもそも神々が洪水を起こした原因は、欲に駆られた人間によって起こされた環境破壊であるとしてもしているため、政府や高位高官に限らず、広く世道人心の乱れを批判している。

国分青屋の評林詩が時事批評の役割を担っていたことは改めて述べるべくもないことであるが、そもそも『詩経』が民衆の政治に対する賛美や不満を掬い上げるために収集、編纂されたものであると

言われているように、古より漢詩は諷刺の役割を持つものであった。『詩董狐』の序には、その『詩経』から、亡命する人の様子を詠った「北風」、徴税人を大きな鼠に譬えて農民の苦しみを詠う「碩鼠」をはじめとした、当時の社会状況を諷刺するような詩の一節が、序文の代わりとして羅列されている。このことから、青屋自身も少なくとも『詩董狐』出版当時には、評林詩を『詩経』以来の諷刺詩の流れの中に位置づけられるものとして意識していたことがわかるだろう。また、時事批評、諷刺の詩としては白居易の「新樂府」も代表的なものとして挙げられるが、これについては合山林太郎氏が「批評を詩の内奥とする作品は、漢詩の世界においては珍しくない。政治批判を詠詩の内容として多く含むものとしては、白居易の「新樂府」があり、（中略）とくに「評林」の詩が、詩句中の三字を取って題としているのは、「新樂府」に倣ったものといえる」と指摘している。¹⁵ 「水溢衣斐川」詩も新聞掲載時こそ三字題にはなっていないが、後の『詩董狐』掲載時には題が「変成海」の三字に変更されている。さらに、『詩董狐』「発凡三十六則」内にも「香山の新樂府、美を頌して悪を刺す。語婉にして意深大なり。風人（筆者注）詩人のこと」の旨に合す。其の真摯惻誠、時の病を箴め、政の缺を補ふ。良く百代を鑒戒するに足る。後の詩人、其の平易なるを以て斥して取らず。此れ豈に共に詩を談ずるに足りんや」など、「新樂府」を高く評価する発言が見られる。

一方で、子規の時事批評や諷刺への意欲はどのようなものであつ

ただろうか。自らが本業として認識していたものも、日本新聞社をはじめとする周囲の人々が子規に期待していたものも、政論をかたちづくるジャーナリストというよりは、文学の実作者、批評家としての役割だったことは確かだろう。しかし、明治二十八年の記者としての日清戦争従軍経験⁽¹⁶⁾や、日本新聞社の陸羯南を筆頭とする名だたる論客との交流を通して、ジャーナリズムに関わる人間としての意識が醸成されていたこともまた確かであるといえるのではないだろうか。また、青厓の評林詩を身近に読んでいたために、韻文での時事諷刺に対する意欲もあったのだろう。また、子規も青厓と同じく白居易の「新樂府」を受容し、それを模した漢詩を製作していたことが既に池澤氏によって指摘されている⁽¹⁷⁾。子規の新樂府を模した詩の中でも、明治二十四年に作られた「天女落」、「櫻花開」の二首⁽¹⁸⁾は、「洪水」に先立って「天女」や「仙女」といった神性を持つ存在が主人公として詠まれていた点において注目されるべきであろう。ただし、その時事批評を行わんとする意識は、「自然」を詠うことを自ら旨とした俳句に表れてくることはなかった。また、古くから諷刺を事とする漢詩で時事批評を行おうにも、既にもあまりにも身近なところに、国分青厓という大家が存在した。新体詩という新たな詩体を試みるにあたって、ようやくそれが表出する機会を得、このような詩を作る運びとなったのではないだろうか。

以上のように、子規の新体詩「洪水」は、青厓の評林詩「水溢衣斐川」と同様に、叙事詩として、そして諷諭詩としての性質を持つ

ものであった。そしてそれは、我が国においては古来より漢詩が、特に青厓「水溢衣斐川」のような長編の漢詩が担ってきた役割であった。子規は新体詩という新たな詩体で、この役目を引き継いでいこうとしていたのではないだろうか。そのように考えると、子規の漢詩製作がなくなった時期と新体詩を製作し始める時期が重なることにも説明がつこう。

そして、特に明治二十九年冬から明治三十年春にかけて、子規は社会的な事件を詠む新体詩を連続して作っている。「金州雜詩」「洪水」「明治二十九年」「皇太后陛下の崩御遊ばされたるをいたみたまつる」「子の愛」の五つがそれにあたる。これ以後は、時事的・社会的な事件を扱う新体詩が見られない。子規にとって、この期間には新体詩を青厓評林詩のような漢詩に代わって、叙事・時事批評の役割を持つ韻文として機能させるべく試みる時期だったのではないだろうか。

6. なぜ子規の新体詩は失敗に終わったのか

子規の「洪水」は、それまで漢詩が担ってきた叙事・諷刺の役割を担うべき新たな表現方法として新体詩を機能させようとする子規の試みの一つであっただろうことはさきに述べた通りである。しかし、結局この後すぐに子規はほとんど新体詩を製作しなくなってしまう。特に「洪水」のような時事を題材とする長編新体詩は「子の

愛」の詠まれた明治三十年二月以降は全く詠まれない。その一方で、青厓は『東京電報』で評林詩の連載を始めて以来、後継紙の『日本』、そしてその後継雑誌『日本及日本人』上において、本詩の発表された明治二十一年から昭和前期に至るまでの非常に長い期間、評林詩を製作し続けることができた。

子規が漢詩製作をやめて新体詩を作り始めたことについて、今西氏は「子規の漢詩の減退は、我が国における漢詩界の衰退、使命の終了と重なっている。子規の場合も漢詩の将来に見切りをつけたもの」である⁽¹⁹⁾と述べる。しかし、子規が漢詩を殆ど作らなくなった明治二十九年ごろというのは、森槐南、本田種竹、国分青厓といった旧星社の面々が皆存命で詩壇を率いており、漢詩界は衰退どころか最盛期といえる状況である。明治の文人大町桂月は、明治二十年代を「漢詩全盛時代」⁽²⁰⁾と称しているほどである。今西氏の指摘は当時の漢詩壇の状況を踏まえているものとは言い難く、首肯しかねる。寧ろ池澤氏が述べるように⁽²¹⁾、大病咯血の後の衰弱した状態では、押韻や平仄などの規格が厳密に定められ、その構成に長考を要する漢詩を作る気力が起こらなかったというのが実情であったのではなからうか。また、身近に漢詩文の大家、国分青厓を見ていたことで、自らの漢詩人としての実力の限界を悟ったとも考えられよう。そして漢詩に代わるものとして、新体詩に手を伸ばしたのである。だが、叙事・諷刺という同じ目的を持った詩でありながらも子規の新体詩は製作されないようになり、青厓の評林詩だけが生き残った。この

違いは何だったのだろうか。

子規が新体詩を製作しなくなった要因としては、栗田靖氏⁽²²⁾、田部氏らによって既に以下の二点が指摘されている。一つは子規の目指す叙事的な新体詩が、抒情的な作品が支持され、島崎藤村『若菜集』が人気を博した当時の詩壇の潮流とはかみ合わなかった点、そしてもう一つは子規が短歌革新運動に乗り出し、新体詩の優先度が相対的に下がってしまった点である。新体詩よりも短歌に光明を見出したと言いつてもよいだろう。

ここに、さらに以下の要因を指摘したい。それは漢詩が担っていた役割を引き継ぎ、青厓の評林詩に取って代わる存在となるには、新体詩では限界があることに子規が気づいたという点である。さきに述べた通り、青厓と子規、どちらの詩の内容も叙事と諷刺が主となっている。しかし表現の上では、青厓が典故を駆使して内容に深みを持たせた上で、押韻や平仄といった漢詩の規格を守った韻文として成立させることに成功しているのに対し、子規は対句こそ用いているものの、単に事実を述べただけの散文と大差ない作品にとどまってしまっている。特に「洪水」の第五節で政府批判が行われている箇所などは、田部氏も「詩想のみならず用語や措辞の上でも極めて散文的といえよう。実際改行を取り払えば散文として大方意味は通る」⁽²³⁾と指摘している。時事批評を行う詩が雅語のみで詩を成立させることは、時事批評漢詩で名を成した青厓でさえも難しいことであった。本人にもその自覚はあり、「評林の詩、政治・法律・経済・

文学自り、理科・算数・工藝・農桑に至るまで、網羅せざる所莫し。泰西の事物の如きは往往にして吟詠に入れ難し。今命名訳詞し、務めて雅順を期す」と、『詩董狐』の「発凡三十六則」中で述べている。また、散文を用いなければ伝わりきらない情報があるがゆえに「評」が存在しなければならなかったのだろう。

しかし、青厓は漢詩文という厳密な押韻平仄の規格が存在する形式を用いたために、詩想こそ世俗的なれど、ひとつの完成された韻文として評林詩を成立させることができていた。これは「韻を廢し平仄を廢し而して残る所の者は何ぞ。趣向ばかりならば邦文にても言い得べし」（『文學』『日本人』第二十八号、明治二十九年十月）と、漢詩の韻文としての規格を重要視し、狂詩を批判した子規の立場とも合致するものであった。一方、子規の新体詩は七五調を用いるなどして韻文らしくさせようという意図こそ感じられるものの、やはり韻文としての完成度は、漢詩に匹敵するものとはなかなか得られない。

そして、このことを子規が強く意識せざるを得なかったのが、明治三十年、三月の青厓の評林詩集『詩董狐』出版であったのだろう。多分に広告の意味合いも大きかっただろうが、子規は『詩董狐』出版後でもない三月二十二日付の『日本』紙上に書評「詩董狐を讀む」を発表し、以下のように述べている。

夫れ評林なる者は材料を時事に取り遣るに韻語を以てする者

なり。故に材料は殆ど皆俗なり野なり汚なり醜なり。（中略）一方より見れば趣向俗なる者到底何程の修飾を加ふるとも面白かるべきに非ず、而して一方より見れば俗なる趣向を修飾するには其の俗なれば俗なただけ修飾の技倆を要すること多し。評林に於て見るべき所実に此処に在り。詩人の多き政治家の多き、しかも這般の時事問題を取りて一々に之を詩らしくし韻文らしくする者青厓を除いて他に誰かある。真個評林は青厓の独擅に属し人々の門戸を窺ふを許さず。

子規は青厓と同じく時事批評を旨とする新体詩を「洪水」等で試みた後に、「時事問題を取りて一々に之を詩らしくし韻文らしくする者」が青厓のみであることを述べているのである。そして「詩董狐を讀む」発表後の子規は、時事批評の新体詩を作っていない。これこそが『詩董狐』の出版が、子規が新体詩での時事批評を断念した大きなきっかけであることの証左といえるだろう。勿論同僚として働いている以上、この書評以前から青厓の評林詩を讀んではいただろうし、意識していたからこそ新体詩で時事批評を試みただけだろうか。だが、『詩董狐』に収録されているのは子規が入社した明治二十五年以前の評林詩である。もしかすると自身の発表したばかりの新体詩とテーマを同じくしながらも、韻文として十分に成立している「水溢衣斐川（変成海）」を見たのもこれが初めてだったのかもしれない。そこで評林の漢詩と自らの新体詩を比較したうえで、

時事批評という分野においては青厓の漢詩に敵わないことを悟り、他の道を模索することとなったのではないだろうか。

7. まとめ

国分青厓の評林詩「水溢衣斐川」と正岡子規の新体詩「洪水」は、どちらも当時実際に起こった洪水を題材とし、政府や世相批判を備えた、叙事・諷刺の詩である。そして、子規が新体詩で叙事・諷刺を行おうとしたのには、それまで漢詩が担っていた役割を引き継ぐものとして、新体詩を機能させようという意識であった。

しかし、子規の新体詩による時事批評の試みはわずかの間に終了し、一方で青厓の評林詩はその後長く支持され続けた。その差は詩体であった。韻文で時事批評を行う際、詩想や詩語が俗なるものとなってしまう、内容も散文的になってしまうという欠点は避け得ないものである。子規は韻文としての体裁を保ちつつこの欠点を補おうと試みたが、失敗に終わった。また、叙事や諷刺を新体詩で行うのは、島崎藤村『若菜集』のような抒情詩が支持を受ける新体詩壇の中では理解されないものもあった。一方で、青厓は漢詩という押韻や平仄という規格がはっきりとしている表現形式を用い、なおかつ自身がそれを使いこなすに十分な技倆を有していたがゆえに、評林を文学の一形態として生きながらえさせることに成功したのである。

国分青厓評林詩と正岡子規の新体詩

そして、その評林詩集である『詩董狐』が出版され、それを讀んだことこそが、子規が新体詩を以て時事批評を行い、漢詩に取って代わろうとする試みを断念する最大の理由だったと言えるだろう。

注

- (1) 渡部勝己「正岡子規『岐蘇雜詩三十首』の初案について」、『愛媛大学紀要』第一部、第十三卷—A（愛媛大学、一九六七年）。
 - 加藤国安『漢詩人子規——俳句開眼の土壌』（研文出版、二〇〇六年）。
 - 加藤国安『子規蔵書と『漢詩稿』研究——近代俳句成立の過程』（研文出版、二〇一四年）。
 - (2) 今西幹一「正岡子規の新体詩（一）——新体詩の一水脈——」（『二松学舎大学人文論叢』四九号（二松学舎大学人文学会、一九九二年）。
 - (3) 池澤一郎「正岡子規の漢詩の小説的結構と「写実性」について」（『国文学研究』一八〇号（早稲田大学国文学会、二〇一六年）。
 - (4) 国会図書館所蔵マイクロフィルムを参照。以後『東京電報』紙面は全て同マイクロフィルムを参照した。
 - (5) 『東京電報』掲載時の本文と『詩董狐』掲載時との異同は以下の通りである。
- ・詩題
- 「水溢衣斐川」↓「變成海（変じて海と成る）」
- ・本文
- 9 「滔天至」↓「滔天起（天に滔りて起こり）」
 - 11 「不可別」↓「不可辨（弁ずべからず）」
 - 12 「忽見濁浪涵欄干」↓「濁浪澎湃搖欄干（濁浪澎湃として欄干を揺らす）」
 - 13 「倉皇避水攀屋上」↓「欲避不得攀屋上（避けんと欲すれども屋上に攀づを得ず）」

14 「皆言此處尤安全」↓「爭從高處求安全（争か高所に従ひて安全を求めんや）」

24 「百重千匝」↓「百重千重」

26 「崇嶺」↓「丘岳」

27 「僅露」↓「僅認（僅かに認む）」

34 「豊年」↓「凶年」

36 「宴飲」↓「讌飲」

・評部分

「天震地蹕」↓「天跳地蹕（天跳ね地蹕り）」

(6) ただし、「堤防を決する」と書く、それが洪水の被害軽減を目的とした作業であることが評の短い文章では読者に伝わりづらいため、便宜的に「修繕」と書いた可能性もある。

(7) このような都市政策論は、幸田露伴の『一国の首都』（明治三十二年）が端緒となるものであると評価されているが、子規の「洪水」は明治二十九年の作であるため、これに先んじたものである。ここに幾許かの影響関係がある可能性も否定できず、注目すべき点であろう。

(8) 田部知季「正岡子規と新体詩——俳句と散文のあいだで——」『文学研究科紀要』第62輯（早稲田大学、二〇一七年）

(9) 『朝日新聞』明治二十九年九月十八日付記事参照。

(10) 正岡子規「筆まかせ」第一編、明治二十二年「下宿がへ」の項に、「二十一年夏向嶋須崎村（今は本所区になれり）に寓する三ヶ月」とあり、『新日本古典文学大系 明治編27 正岡子規集』（岩波書店、二〇〇二年）の注には「七月一日ころ、長命寺境内にある桜餅屋・月香楼（南葛飾軍須崎村二十二番地山本方）に仮寓し、七・八・九月を過ごした。」とある。

(11) 『子規全集 第十卷 初期隨筆』（講談社、一九七五年）。

(12) 富士川英郎「子規の漢詩と新体詩」『子規全集』第八卷（講談社、一九八六年）。

(13) 注(8)参照。

(14) 注(3)参照。

(15) 合山林太郎「幕末・明治期における日本漢詩文の研究」第五章 明治期の時事批評漢詩（和泉書院、二〇一四年）、七一頁。

(16) このときの経験は新体詩「金州雜詩」として明治二十九年十月に「日本人」二十九号に発表されている。日清戦争で荒廢した中国の金州の様子を詠ったものであり、これも叙事・諷刺の詩であると言つてよいだろう。また、旅での諸々を詠うのに「○○雜詩」と題するのは『唐詩選』に収録される杜甫の「秦州雜詩」に代表されるように、漢詩では一般的な題のつけ方である。また、子規の漢詩にも「岐蘇雜詩」など、同様の題のつけ方がなされたものが存在する。

(17) 注(3)参照。子規が白居易の「新樂府」の文体を模して作詩していたことが指摘されている。

(18) 正岡子規「漢詩稿」（『子規全集』第八卷（講談社、一九八六年）所収）。

(19) 注(2)参照。

(20) 木下彪「明治詩話」（文中堂、一九八三年）の跋文による。

(21) 注(2)参照。

(22) 栗田靖「子規と碧梧桐」『II・一 正岡子規の新体詩——俳句革新から短歌革新への過程——』（双文社出版、一九七九年）。

(23) 注(14)参照。